

2013年の重要立法を振り返る

1. 2013年を振り返って

2013年も例年と同じく、各分野にわたり多くの法令が公布又は施行されました。昨年は第12次5か年計画を受けた産業や税務分野における新制度の施行が多くみられた年でしたが、今年は、上海自由貿易試験区に関する一連の施策が話題を呼んだほか、実務的な法改正・整備が多方面にわたりました。本稿では、2013年に中国で公布又は施行された主な法令をピックアップし、2013年の立法を振り返りつつ来年以降の中国の社会・経済動向を探ってみたいと思います。

2. 外商投資関連規定

(1) 中西部地区外商投資優勢産業目録の改訂

「中西部地区外商投資優勢産業目録(2013年改訂)」(国家発展改革委員会、商務部令第1号)

2013年5月9日に、「中西部地区外商投資優勢産業目録(2013年改訂)」(以下、「本目録」という。)が公布され、2013年6月10日から施行されました(2008年12月23日発布「中西部地区外商投資優勢産業目録(2008年改訂)」は同時に廃止)。

本目録には500項目が列挙されており、2008年の改訂版と比べ173項目が新たに追加されています。「外商投資産業指導目録(2011年改訂)」において奨励業種から外れた、「自動車完成車の製造」が、四川省、重慶市等における奨励業種として指定される等奨励分野の拡大がなされました。山西省の「クラウドコンピューティング、ユビキタスネットワーク、モバイルインターネット等の次世代情報技術の開発・応用」等の現代サービス産業も奨励産業に指定されています。全国22の省(自治区、直轄市)がその対象地域となっており、「中西部」の産業目録と題していますが、遼寧省・吉林省等の東北地域と海南省等の華南地域も含まれています。

(2) 個別の事業規制の改正

① 「外商投資ファイナンスリース会社の認可及び管理業務の改善・強化に関する通知」(商務部弁公庁、2013年7月11日公布、施行)及び「外商投資ファイナンスリース会社参入における審査認可の手引」(附属書類)

中国において急成長しているファイナンスリース業界の健全な発展を意図して、2013年7月11日から、「外商投資ファイナンスリース会社の認可及び管理業務の改善・強化に関する通知」及び附属書類として「外商投資ファイナンスリース会社参入における審査認可の手引」が公布施行されており、各地の商務主管部門に対して外商投資ファイナンスリース会社の設立批准審査を厳格化するように求め、外資ファイナンスリース会社はいかなる形式においても、政府の公益性プロジェクトを引き受ける地方政府融資プラットフォーム会社に直接又は間接に融資を提供してはならないと定め、その他、各年度の会社経営状況に関する資料の公示、会社の禁止業務範囲、及び投資家資格等を規定しています。

② 「外資保険会社管理条例(2013年改正)」(国务院、国务院令第636号、2013年5月30日公布、2013年8月1日施行)

本改正前の外資保険会社管理条例(2002年2月1日施行)では、外資保険会社は、自由交換貨幣により出資しなければならないと定められていました。もっとも、2011年10月より、人民元建て対内直接投資が正式に解禁されたことにより、外資保険会社管理条例が今回改正され、外資保険会社の登録資本についても、人民元で払い込むことが可能となりました。また、本改正により、外資保険会社の出資金及び本店の支店へ供与する運転資金を、自由交換貨幣及び人民元の両方より支払うことができるようになりました。

本ニューズレターの執筆者



のむら たかし
野村 高志
カウンセル
弁護士



しゅう ひ
周 飛
フォーリン
アトニー
(中国法弁護士)



はやかわ いっぺい
早川 一平
アソシエイト
弁護士

本稿は、みずほコーポレート銀行発行の Mizuho China Monthly(2013年12月号)掲載原稿に一部加筆したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

(3) 上海自由貿易試験区

2013年9月27日に、「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」の公布により、上海自由貿易試験区(以下、「自由貿易区」という。)における制度革新が正式に開始されました。その自由貿易区においては、元の上海保税区の優遇政策の上に、下記4つの優遇政策を展開しました。

① 政府機能・法制度の調整

今後、自由貿易区の区内において、行政管理は事前の許認可から手続進行中、実行後の監督管理へシフトすることになりました。自由貿易区内の企業に対して、政府が一つの窓口で受け付けることにより、総合審査と効率的な政府サービスが提供されます。今後、行政許認可手続きの迅速化、コストの低減等が期待できると思われま

② 投資分野の拡大

金融サービス、港運サービス、IT サービス、医療等のサービス業 18種の投資者資格、最低登録資本金等の制限が緩和されました。ネガティブリストの採用により、形式的にはネガティブリスト以外の分野への投資が可能となり、投資可能な分野が拡大されていますが、実質的な変更はまだ見られないとの批判もあり、今後の動向を注視する必要があると思われま

③ 貿易発展方式の変化

自由貿易区内の電子商取引、バイオ医薬、先物取引等の新しいビジネス業態の発展を促進するため、これから各種政府政策の緩和、サポート政策の公布等が期待されます。

④ 金融分野の開放等

上海自由貿易区のもっとも重要な改革措置として、金融分野の制限緩和が注目されています。現在、具体的な細則はまだ公布されていませんが、政府要員及び銀行関係者の発言によると、自由貿易区内の外資企業の投注差の制限は緩和、又は取り消される可能性があるとのこと。人民元のクロスボーダー取引の自由化、外貨管理政策の緩和等も期待できます。

今後、各関連部門が各業務細則を公布する予定です。

3. 人事・労務

(1) 労働関連法規の改正

① 「中華人民共和国労働契約法」改正に関する決定(中華人民共和国主席令第73号、2012年12月28日公布、2013年7月1日施行)

2013年労働法改正の一番の注目点は、労働派遣についての改正といえます。2008年から施行された労働契約法上の制約(例えば、期間を定めない労働契約の締結、経済補償金の支払等)を回避するため、多くの企業は労働派遣制度を利用して、低コストで派遣労働者を雇用しています。結果として、労働派遣は臨時的な職務のみに適用するとされているにもかかわらず、派遣労働者が長期にわたって労働派遣のままとされ、賃金、福利厚生、及び雇用継続等の面で差別的待遇を受けたり、十分な社会保障を受けられないケースも見られました。そのため、2013年7月1日から施行された改正労働契約法では、①労働派遣会社設立の厳格化、②派遣労働者の「同一労働同一賃金」原則の具体化、③派遣労働者が雇用可能な職位の性質(臨時性、補助性、代替性)・比率に関する制限についての明確化、及び④労働派遣会社及び雇用主の違法行為に対する処罰・責任の明確化が図られました。

② 「最高人民法院の労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(四)」(法釈[2013]4号、2013年1月18日公布、2013年2月1日施行)

2013年2月1日から、重要な労働関連の司法解釈が施行されました。主要な内容は以下のとおりです。

項目	内容
経済補償金の計算方法	● 労働者が、本人の原因によらず、元の使用者から新たな使用者の業務に配置され、元の使用者が経済補償金を支払わず、労働者が「労働契約法」第38条の規定に従い新たな使用者との労働契約を解除するか、又は新たな使用者が労働者に対し労働契約の解除、終了を提案し、経済補償金又は賠償金支払に係る勤続年数を計算する場合において、労働者が元の使用者での勤続年数を新たな使用者での勤続年数と合算することを請求するときは、人民法院は、これを支持するものとする。
競業禁止の経済補償金の基準	● 当事者が、労働契約又は秘密保持契約において、競業禁止を約定したものの、労働契約の解除又は終了後の労働者に対する経済補償金の支払に関する約定をしなかった場合、労働者が競業禁止義務を履行し、使用者に対し、労働者の労働契約

	<p>解除又は終了前の 12 か月の平均賃金の 30%という基準に従い、経済補償金を毎月支払うよう要求するときは、人民法院は、これを支持するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前項に定める月平均賃金の 30%が、労働契約履行地の最低賃金基準を下回る場合には、労働契約履行地の最低賃金基準に従って支払う。
競争禁止協議の解除	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者が、労働契約又は秘密保持契約において、競争禁止及び経済補償金について約定し、労働契約の解除又は終了後、使用者の原因により経済補償金を 3 か月支払わなかった場合において、労働者が競争禁止の約定の解除を請求するときは、人民法院は、これを支持するものとする。 ● 競争禁止期間中、使用者が競争禁止協議の解除を請求する場合、人民法院は、これを支持するものとする。競争禁止協議を解除する場合において、労働者が使用者に対し、3 か月分の競争禁止の経済補償金を労働者に別途支払うよう要求する場合、人民法院は、これを支持するものとする。
労働契約解除時の労働組合への通知義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働組合が設立されている使用者による労働契約の解除が、「労働契約法」第 39 条、第 40 条の規定に合致しているが、「労働契約法」第 43 条の規定に従い労働組合に対し事前に通知を行わなかった場合、労働者が、使用者の労働契約解除が違法であることを理由として使用者に賠償金の支払を請求するときは、人民法院は、これを支持するものとする。ただし、提訴前に、使用者が既に関連手続を是正した場合は、この限りでない。

と思われますが、各地で政策、対応が異なる可能性があり、事前に確認する必要があります。

4. 外貨管理関連

(1) 直接投資外貨管理

① 「「外債登記管理弁法」の公布に関する通知」(匯発[2013]19 号、2013 年 4 月 28 日公布、2013 年 5 月 13 日施行)、「外債登記管理弁法」(附属書類)及び「外債登記管理オペレーションガイドライン」(附属書類)

外貨管理手続を簡素化し、外債統計を強化する規定として、上記通知が 2013 年 4 月 28 日に公布され、2013 年 5 月 13 日から施行されました。

外債口座の開設、外債資金の人民元転、引出、元利金返済について、従来の外貨管理局の審査認可が不要となり、銀行審査によりこれらを行うことができます。返済が完了し外債未返済残高がゼロで、債務者が再び引出を行わない場合、債務者は外貨管理局で外債抹消登記手続を行わなくてはなりません。このように外貨管理局の審査認可が不要となり、銀行審査のみで手続を進めることができるようになり、各手続期間の短縮が期待されます。

なお、外債に関する外貨管理規制には大きな変更はなく、外債契約締結後の外債登記、「投注差」の範囲内での外債借入等の規制は、従前のとおりです。

② 「「外国投資者国内直接投資外貨管理規定」及び関連文書の印刷・配布に関する通知」(匯発[2013]21 号、2013 年 5 月 10 日公布、2013 年 5 月 13 日施行)

対中直接投資に関する外貨管理手続を整理する規定として、上記通知が 2013 年 5 月 10 日に公布され、2013 年 5 月 13 日から施行されました。2012 年 11 月に公布された「直接投資外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通知」(匯発[2012]59 号、以下「59 号通知」という。)により、外貨管理局における手続の簡素化が進み、外商投資企業の多くの関連手続について、外貨管理局での登記後に、銀行において直接手続ができるようになっていました。上記通知は、59 号通知を踏まえて、対中直接投資に関する外債登記、口座の開設と使用、資金収支、人民元転・外貨転等に関する手続を整理しています。

上記通知によれば、対中直接投資について、外貨管理局の登記が必要な場合は以下のとおりです。

(2) 外国人出入国管理条例

「外国人出入国管理条例」(2013 年 9 月 1 日施行)において、新しいビザの種類が規定される(例えば、短期商用は M ビザの申請が必要となります。)ため、中国大陸に赴く場合、必ず事前確認の上で、対応するビザを申請しなければなりません。そして、同条例により、外国人の滞在と居留の区別基準が明確になります。滞在日数が 180 日以下の場合、「滞在」と見なされますが、180 日を上回った場合、「居留」と認定され、在留地の公安機関にて外国人居留証書を申請する必要があり、且つ指紋等の生体識別情報を残さなければなりません。

更に、滞在証書申請期間(7 営業日)及び在留証書申請期間(15 営業日)において、パスポートの原本を公安機関に預ける必要があるため、航空機やホテルの利用等に支障が生じます。その際は、公安機関の発行する仮証明書により対応可能

項 目	内 容
設立前	● 外国投資家による外商投資企業設立準備のための前期費用等の関連資金の払込
設立後	● 外商投資企業による法に基づく設立後の登記 ● 外国投資家による通貨資金、持分、実物資産、無形資産(国内合法所得を含む)の出資 ● 国外機構及び個人による国内直接投資に関わる持分譲渡、国内再投資等
資本変動登記	● 外商投資企業の増資、減資、持分譲渡、先行投資回収、利益分配等
抹消登記	● 外商投資企業の抹消、非外商投資企業への転換

その他、上記通知によれば、外貨管理局は、対中直接投資において不正常的又は疑いのある組織又は個人に対して、照会及び検査(オフサイト検査及びオンサイト検査(関連資料の提出要求、法定代表者・責任者又は授権者との面談、関連資料の閲覧、コピー等))の実施を行うことができます。

(2) サービス貿易外貨管理

① 「サービス貿易外貨管理法規の発布に関する通知」(匯発[2013]30号、2013年7月18日公布、2013年9月1日施行)、「サービス貿易外貨管理ガイドライン」(附屬書類)及び「サービス貿易外貨管理ガイドライン実施細則」(附屬書類)

外貨管理局は昨年から、貨物貿易外貨管理、直接投資外貨管理、外債登記管理及び保税地域における外貨管理等の改革を行っており、今回、サービス貿易外貨管理に関する上記規定が2013年9月1日に施行され、同時に旧規定が廃止されました。

サービス貿易における5万ドル相当額以下の外貨の受取・支払について、金融機関は、原則として取引書類の審査をしないものとし、資金の性質が不明な外貨の受取・支払については、国内機構及び国内個人に取引書類の提出を求め合理的な審査を行うものとししました。もともと、国内機構、国内個人及び金融機関は、その外貨の受取・支払金額にかかわらず、取引書類を5年間保管しておかなければなりません。

5万ドル相当額を超える外貨の受取・支払について、金融機関による取引書類の審査が必要となりますが、審査書類の項目が削減される等、簡素化が図られました。

また、国内機構は、サービス貿易で得た外貨収入を、一定の条件・手続に従い国外に留保できるようになりました。国外に留保する場合、国外留保外貨口座を開設しなければならず、また収支の範囲、限度額についても定められています。

② 「サービス貿易等項目の対外支払に係わる税務届出に関連する問題についての公告」(税務総局、外管理局公告[2013]40号、2013年7月9日公布、2013年9月1日施行)

サービス貿易において国内機構及び個人が5万ドル相当額以下の対外支払を行う場合、税務届出手続は不要とされています。一方で、サービス貿易において国内機構及び個人が5万ドル相当額を超える対外支払を行う場合、原則として、税務届出手続が必要となります。なお、税務届出手続が必要となる項目及び不要となる項目がそれぞれ定められています。

5. 民・商事法

(1) 商標法

10年にわたる改正作業を経て、2013年8月30日、第三次改正商標法(以下、「新商標法」という。)が公布されました。2014年5月1日から施行予定で、主な改正点は以下の通りです。なお、新商標法の実施条例の改正作業も進められています。

① 音声商標の導入、一出願多区分制度の導入

② 商標審査期限の短縮・明確化

商標の登録審査や異議手続・無効審判の審査期間が長期化しているとの批判をふまえ、登録審査期間を9か月に限定し、商標異議手続及びその再審査手続の期間を12か月(6か月の延長が可能)、無効審判の審査期間を無効理由に応じて9か月(3か月の延長が可能)または12か月(6か月の延長が可能)としました。

これには、実務的に実行が可能なのか、期間短縮を求めるあまり審査の質に影響しないかとの懸念の声もあります。

③ 商標異議制度の簡素化

現行商標法では、商標の登録出願にあたり第三者が不服申立を行った場合、登録が確定するまでの手続が長期化する可能性があります。新商標法は、商標局への異議手続において、異議理由なしとして登録査定が行われた場合には直ちに商標登録を受けることができ、後は当該商標に対する無効審判請求の中で、かかる商標の有効性を争っていく手続に変更しました。これにより、相手方の商標登録の遅延を狙った不当な異議申立の抑制が図られることが期待されます。

④ 商標権侵害行為への対処

損害賠償額が確定できない場合の法定損害賠償額を大幅

に増額(現行法の 50 万元から 6 倍の 300 万元に引き上げ)し、また懲罰的賠償制度(悪意で商標権を侵害し、情状が重大な場合、確定された賠償額の 1 倍以上 3 倍以下で賠償金を確定できる)を導入し、更に再犯者への重罰化等侵害行為に対する行政処罰も強化しました。

⑤ 他人の商標を企業名称として登記する行為への対処

他社のよく知られた商標を企業名称として地方工商局に登記し、それを自社名の表示として商品上に記載することにより、当該他社の製品と誤認させるタイプの商標権侵害行為(中国で「傍名牌」と呼ばれる)が問題となっており、新商標法はこれを、反不正競争法の問題として処理するとしていました。ただ反不正競争法では、かかる行為について具体的に規制していないため、同法に基づく保護が十分と言えるかという懸念があります。

(2) 著作権法実施条例

「著作権法実施条例」が改正されました(国務院 2013 年 1 月 16 日採択、2013 年 3 月 1 日施行)。その改正点は罰則強化にあります。

著作権侵害行為があり、且つ社会公共利益に損害を与えた場合の罰金について、現行法の「違法経営額の 3 倍以下または 10 万元以下」から、「違法経営額が 5 万元を超える場合は同額以上 5 倍以下、違法経営がないか違法経営額が 5 万元以下の場合は情状に応じて 25 万元以下」とされました。

(3) 消費者權益保護法

消費者權益保護法が改正されました(全人代常委会 2013 年 10 月 25 日公布、2014 年 3 月 15 日施行)。主な改正点は以下の通りです。

① クーリングオフ制度の導入

事業者が、インターネット、テレビ、電話、通信販売等の方式により商品を販売する場合、オーダーメイド商品、生鮮品等の一定の例外を除き、原則として、商品受領日から 7 日以内は理由を説明することなく返品できます。

② 個人情報の保護強化

事業者が消費者の個人情報を収集・使用する場合、適法

性、正当性及び必要性の原則を遵守し、情報を収集・使用する目的、方法及び範囲を明示し、且つ、消費者の同意を経なければなりません。

また、当該情報の収集・使用に係る規則を公開しなければならず、法律法規及び双方の約定に違反して情報を収集・使用してはなりません。

更に、事業者が収集した個人情報の秘密保持義務、安全確保・漏洩紛失防止義務、漏洩・紛失時に直ちに救済措置を講ずる義務も規定しました。

③ 約款(いわゆる覇者条項)の制限

契約の約款では、消費者に対して顕著な方法で、商品又はサービスの数量・品質、価格・費用、履行期限・方式、安全注意事項・リスク警告、アフター・サービス及び民事責任等の内容に留意するよう促さなければならず、また消費者の要求に基づいて説明を行わなければならないとされています。

事業者は約款、通知、説明又は店内表示等の方法で、消費者の権利を排除・制限したり、事業者の責任を軽減・免除したり、消費者の責任を加重するような不公平・不合理な条項を定めてはならず、そのような内容を含む約款、通知、説明又は店内表示等は無効と定められています。

④ 詐欺行為の賠償額引き上げ・懲罰的賠償制度の導入

事業者に詐欺行為があった場合の賠償額の引上げ(商品代金・サービス費用に「相当する金額」につき当該代金・費用の「3 倍」とする、賠償金額が 500 元に満たない場合は 500 元とする。)、事業者がその欠陥を知らずながら消費者に商品・サービスを提供し、消費者その他の被害者に死亡又は重大な健康損害をもたらした場合における懲罰的賠償(損失の 2 倍以下)の規定を追加しました。

⑤ 公益訴訟の導入

多数の消費者の權益を侵害した行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立した消費者協会が、人民法院に対して訴訟を起こすことができるとしました。

以上概観した通り、今年も実務的に重要な立法が相次いでおり、来年の動向が引き続き注目されます。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

(東京事務所 中国プラクティスグループの連絡先)

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-9260 Fax: 03-5561-9711

E-mail: eapg@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp>

〒100025 北京市朝陽区建国路 81 号 華貿中心 1 号写字楼 17 層 06 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: info@juristoverseas.cn

(北京事務所の連絡先)